

## 議 事 録

|                 |  |
|-----------------|--|
| 会議の名称           | 令和7年度第1回三田市市政への市民参加推進委員会   |
| 開催の日時           | 令和7年8月8日（金）18時30分～20時00分   |
| 開催の場所           | 三田市役所本庁舎 302 会議室   |
| 出席した委員の氏名       | 清水委員長、貫場副委員長、秋元委員、建石委員、山本委員  |
| 出席した庶務職員の職及び氏名  | 西垣戸総合政策部長、高木総合政策部次長、後尾政策課長、寺嶋政策課係長、大槻政策課事務職員、  |
| その他出席者          | 西脇地域医療推進課長、福貴公共施設マネジメント推進課長、岸田産業政策課長<br>近江子ども政策課長、橋本人権共生推進課長   |
| 傍聴者の人数          | 1名   |
| 議 題             | (1) 会議の公開について<br>(2) 三田市市政への市民参加条例の概要について<br>(3) 令和6年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について   |
| 会議の概要<br>(結論)   | 令和6年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について審議した。   |
| 公開・非公開<br>の 区 分 | 公開   |
| 使用した資料          | 次第<br>・資料1 三田市市政への市民参加推進委員会委員名簿<br>・資料2 会議の公開について<br>・資料3 三田市市政への市民参加条例の概要について<br>・資料4 令和6年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について<br>・参考資料 パブリックコメントについて<br>・参考資料 市政参加ガイドブックについて<br>・参考資料 三田市市政への市民参加条例【運用の手引き】 |
| 連 絡 先           | 総合政策部 政策課<br>電話(079)559-5038   |

### 1 開会

- ・高木総合政策部次長の司会により開会、資料の確認等

### 2 委員紹介

- ・高木総合政策部次長より名簿順に各委員の紹介
- ・全委員の出席により会議が成立

### 3 議事

- ・委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

### (1) 会議の公開について

<事務局から資料2に基づき説明>

委員長： 会議録の記名方法について、例年通り「委員長」「副委員長」「委員」と表記することによいか。(異議なし)

委員： 表記についての異議はないが、委員の発言内容や指摘内容を意図的に省略するなどの行為は行わず、適切な議事録作成に努めてほしい。

事務局： 会議録の作成の段階で、各委員や出席所管課へ発言内容についての確認を行うため、その際に気になる点があればご指摘いただき、正確な会議録の作成に努める。

委員長： 会議は原則公開だが、まちづくり提案の審議の際には改めて会議の公開の取扱いについて確認することとしてよいか。(異議なし)

### (2) 三田市市政への市民参加条例の概要について

<事務局から資料3に基づき説明>

昨年度事務局からの説明があり、今年度は事務局からの説明は省略した。

### (3) 令和6年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

<事務局から資料4に基づき説明>

委員： 委員会資料のフロー図が分かりにくいため、市民に分かりやすい資料を作成するなどの改善を行ってほしい。また、(P.14)三田市子ども計画にて、郵送やインターネットでアンケートを幅広く実施したとあるが、表面上の意見しか取れないのではないかと。統計上有意な数であるのかどうかについてと、意向調査によって潜在ニーズが引き出せているのかについてお聞きしたい。

事務局： 母数としてはおおよそ3,000件を確保するのが一般的であると考えられ、必要とする情報によって適切な意向調査を実施すべきである。例えば、全体的な傾向を見たい場合はアンケートを実施し、さらに意見を深堀りしたい場合は、インタビューや共同作業を通して意見聴取を行うワークショップなどをしたりと、計画や条例を策定するに当たって必要な情報を見極め、どのような情報が欲しいかに応じて適切な手法を選択するよう所管課に指導している。また、三田市市民意識調査を行った際に自由記述欄にリアルな意見が記載されている場合があるため、そういった意見に着目し、分析を行うことで市政に活かしていきたいと考えている。

委員： 自由記述などに記載された意見に対して、すべてを市役所が対応しないといけないわけではないと考える。どこまでを市役所が対応し、どこからが民間が対応するのかをどのように判断しているのかお聞きしたい。

事務局： 個別のアンケートについては無記名のケースが多く個別の対応が難しい上に、出てきたニーズはある程度抽象化しないと計画に記載しづらい部分があるが、ご意見を踏まえてどういったところに市民の方のニーズやご意向があるのかを把握することは大切であると考えている。また、それに対して、市民や企業の取り組みを全て合わせてまちづくりであると総合計画にも記載しているとおり、行政や企業それぞれの立場からできることを行っていきたい。これは総合計画に限らず、他の計画についても同様である。

委員： 私自身も自治会の業務を行っているが、現状として自治会に加入しない市民が多く、そういった方の意見はどのように聴取しているのかが気になる部分である。また、資料には聴取

した意見をどのような部分にどういった形で反映したのかが分かる記載にするべきではないか。こども計画でも、意見をどのように活用したのかが分かりにくいいため、この場で（適切であったかどうか）意見を言うことも難しい。（計画などに）全ての意見を反映することは難しいと思うが、どのような意見が今回反映されたのかについて記載して欲しい。何かの取り組みを行ったというアリバイ作りのような委員会資料になっているのは良くない。私は、分かりやすい言葉で、人に寄り添って仕事をしている。事務局には、資料の作成に当たってはそういった視点を意識して欲しい。生活に密接に関係する計画などが策定されているのであれば、なおさらである。（この委員会でも）議論をする場での資料として様式の見直しを行うべきであると考えている。

担当課： 所管課からこども計画の取り組みについて資料の補足も含めて説明させていただく。こども計画は、アンケートや意見箱から聴取された意見をもとに策定しており、市民の意見からは、安心できる居場所が多いほど、市民満足度が高まることがわかった。また、中高生や若者の意見なども受け、3つの柱を設け、計画を策定した。

委員長： ただいま所管課から説明していただいた内容を委員会資料として提供して欲しいという意見だが、事務局の考えを聞かせてほしい。

事務局： いただいた意見を受け止め、改善したいと考えている。意向調査やパブリックコメントについて、いただいた意見をどのようにまとめたかについては、「結果概要・結果活用」の欄を作成しているが、記載内容が不十分というご指摘を受け、来年度以降見直しを行いたい。

また、改めて、にはなるが、本委員会では、策定された計画や条例について、市民意見を聴く手続きが適切に実施されているのかについてご審議いただくという部分をご認識いただき、ご意見をいただきたい。

委員： 資料関係で追加の意見として、P.14は昨年度とほぼ同じ資料であり、記載内容が変わっていない。昨年度も本委員会の委員を務めていたが、昨年度と同じ内容を今年も議論する形になっているのではないか。昨年度の委員会後に実施されたのは、パブリックコメントのみであるため、そういった部分を議論するような資料の様式に変更するべきではないか。

事務局： 計画については、策定中のものと、策定が完了したものについて、その過程に問題がないかを確認していただくのが本委員会の趣旨のため、すべての過程を掲載しているが、委員のご指摘の通り、昨年度審議したものについての記載方法を検討するべきだったと考える。（P.14）こども計画については昨年度議論し、子ども審議会までの部分は確認していただいており、パブリックコメントの部分については、今回新しく追記した部分である。一部分の掲載になると、計画策定の全体が把握できないため、計画の流れを把握できる全体は掲載したまま、昨年度議論した部分について明示することを検討する。

副委員長： 市民名簿が無作為抽出されているということだが、三田市の特徴として、ニュータウンにお住まいの三田市に転入された方と、元々三田市にお住まいの方で考え方に乖離があると考えられる。実際に名簿の中でニュータウンの方の割合や、元々三田市にお住まいの方の割合などを出すような地域別の詳細などは公表されないのか。

事務局： 無作為抽出を行う際に、人口構成やお住まいの地域ごとの人口に比例した形で送付している。回答数は地域によってばらつきが出てしまうが、各地域からの回答数や割合をホームページなどで三田市市民意識調査報告書にて公表している。

委員： （P.13）三田市産業戦略 後期戦略について、三田市産業戦略創造戦略見直し懇話会における市民委員も0%であり、また、「三田市産業創造戦略」見直しに係る意見交換会の参加

者数28名となっている。意見聴取の詳細についてお聞きしたい。

担当課： 回答の前に、資料の修正を一点お願いしたい。採用する手続の部分に、附属機関と記載しているが、本委員会は附属機関ではなく懇話会であるため、策定における手続は、意見交換会とパブリックコメントの2つであると修正したい。

(産業戦略の) 策定の流れとしては、まず多角的に専門家からの意見聴取を実施することを趣旨として、中小企業の方や、金融機関、学識者の方から構成される懇話会を実施した。本懇話会にはご指摘の通り市民委員は入っていないため、市民意見を聴く手続として、ハローワーク・商工会・テクノパーク企業団体・関西学院大学からいただいた意見を反映し、前回の計画を後期戦略として見直した。

委員： 「三田市産業創造戦略」見直しに係る意見交換会に参加している一般市民の方はどのように募集を行った方たちなのか。

担当課： ホームページでの募集や、商工会から声をかけていただいた若手事業者の方などである。

委員長： 意見交換会の参加者として28名はあまり多くない人数だと感じる。募集方法について教えてほしい。

担当課： 一般の方はホームページで募集している。またその他にもハローワーク、商工会、テクノパークの企業団体を通じて募集を行った。

委員： 意見交換会の対象者に、関西学院大学があるが、どういった理由で選定されたのか。どこの学部の誰に何を聞いたのか教えてほしい。

担当課： 関西学院大学の学生ではなく、大学関係者に向けて募集を行った。策定作業を進めるにあたっては、学識者や大学の意見を反映することが多く、また、インキュベーション施設も創設する予定であったため対象者としている。

委員： 学識者といっても範囲が広いので、適切に選定されているのかを判断するため、もう少し詳細を教えてほしい。

担当課： インキュベーション施設の推進を行っている部署の方や研究開発課の方に参画していただいている。

委員： 附属機関について、昨年度の答申において『市民委員の割合を3割以上達成していただきたい』という答申を行ったが、(P.16)三田市人権施策基本方針(改定案)において、附属機関の市民委員の割合が0%となっており、専門的な意見が必要なものであると理解はしているが、昨年度答申しているにも関わらず委員構成も変わっておらず、この一年の取り組みについて経緯を説明していただきたい。

事務局： 昨年度、答申をいただいたことは認識をしているところではあるが、昨年度から今年度までに委員の改選がなければ、委員構成を変えることができないものであるのが現状である。市政参加条例の中の附属機関については、附属機関を通して任命された市民委員から意見を聴くことで市民の声を聴いたとしているため、市民委員の重要性について、市政参加ガイドブックを通して全庁的に重要性を訴えている。市民意見を聴く手続を2つ以上しているからといって問題がないとするのではなく、議論する内容なども含めて、適正に意見を聴取できているかについて検討したい。

委員： 改選時期が来れば、できる限り市民委員を追加していく方向で将来的に検討していただけるということか。

担当課： ご指摘の通り、市民委員の割合は現在0%であり、内訳としては、市内の人権を考える会や、民生委員、社会福祉協議会など様々な関係団体から13名の委員を委嘱し、その中で三田

市民の方は10名程度である。委員へは、令和6年4月26日から諮問しており、来年度には委員改選があるため、そのタイミングで、市民委員が3割以上になるよう取り組んでいきたいと考えている。

副委員長： 私は、三田市人権共生社会推進委員会の委員として会に参加していたが、様々な専門分野の方が参加されており非常に勉強になった。分野としては、教育関係、民生委員、外国人の支援をしている方、LGBTの方などで構成されていたが、ほとんどが三田市民の方であり、地域の実情を踏まえた三田市民としての意見を発言されていた。もし、今後の改選で市民委員が選任されるのであれば、さらに実のある会を開催することができるのではないかと感じたため次回改選時に前向きに検討してほしい。

委員： 意向調査において郵送やインターネットでの調査を行ったとあるが、やはり高齢者の回答数が多いイメージがあり、また委員募集においても応募数が芳しくない状態が想像される。私もNPO法人などを運営しており、行政の立場に近い関係にいる中で聞こえてくるのが、「募集を行ったという事実が大切だ」という風習であり、行政はアリバイ作りをしているのではないかと感じることもある。行政は、対象事項についてどのように取り組みを行ったのか、その結果、市民委員の割合が0%だったのであれば（それこそが）なんらかの意味があると考えていただきたい。

また、三田市人権施策基本方針（改定案）のパブリックコメントについて、実施したのが令和7年2月～3月であり4か月近く経過したにも関わらず、意見の概要・結果の活用ともに、現在取りまとめ中と記載されているのに何か事情があるなら聞かせていただきたい。

担当課： 三田市人権共生社会推進委員会の委員定数は15名と定められており、法務省が定める17の人権分野の中から選任しているため、外国人の分野に精通している方、子どもの分野に精通している方、同和問題に精通している方など、その分野ごとの関係団体に募集を行う形であり、公募委員・名簿委員という市民委員は選任していない状態である。

パブリックコメントについては最終的に、5名から41件の意見をいただき、そのうち1件を反映し基本方針を修正しており、意見の概要・結果の活用ともに記載した資料を7月末にホームページへ掲載している。意見概要の簡単な報告だが、人権の基本方針は1回目の改定を平成15年、2回目の改定を令和元年に行っており、今回（令和7年）は3回目の改定である。意見の中には、平成15年当初の基本方針に対してのご意見や、記載された文言の修正についてご指摘をいただいた。これらも含め、パブリックコメントとして回答している。

委員長： さまざまな事情があると思うが、委員会資料は、ただいまのように所管課から説明されている内容が反映されているものを作成していただきたい。次回からはその辺りも考慮していただきたい。

委員： 市民委員を選任する手法をとっていない理由として、分野に精通している人を選任したため委員数に空きがなくなり、市民委員を選任できなかったということだが、市が独断で「精通している委員の枠」を決めずとも、市民委員の方で専門の分野に詳しい理解のある方がいらっしゃるケースも考えられるため、初めから専門家の枠を設けることに違和感がある。会議を滞りなく進めるためには分野に精通した人が多い方が議論しやすいということは理解できるが、特に人権に関わる分野においては、最初の委員構成を決める段階で市民委員が入っていないことが一番問題であると感じた。

担当課： 委員のご指摘の通り、次回の改選時には委員構成を見直し、市民委員を選任する方向で検討したい。

委員： 専門家や有識者の意見が大切ということであれば、国の有識者や組織が決めた内容をトップダウン的に自治体にも反映すればよいと考えるが、そうではなく、各自治体や市単位で同じように有識者を集めて意見を聴く必要性はあるのか。

事務局： 委員ご指摘の部分も一理あるが、人権課題については、国のトップダウンだけでは難しいと考える。地域によって課題が違ってくるため、各地域の状況を把握した有識者の方が、地域の現状や課題を踏まえて議論することが大切であると考えている。

委員： 基本的には、三田市に関係がある有識者を選任しているという理解でよいか。

事務局： 必ずしも三田市にゆかりのある方を選任できないケースもあると考えるが、策定する計画や条例に応じて委員の選任を考えている。

委員長： 全体的な指摘内容として、「市民委員が少ない」という指摘が挙げられる。今年度は5つ計画や条例について審議したが、その中で附属機関の市民委員が3割以上だったのは（P. 14）三田市子ども計画のみであり、昨年度答申した状況から市民委員の選任が進んでいないという指摘があった。今回の審議を含めると、最低でも市民委員3割、もしくはそれ以上を目指して取り組んでいただきたい。また、募集方法についても、ホームページに募集案内を掲載して終わりではなく、結果が伴うように取り組みを進めるべきではないか。

今回、本委員会の委員構成についても若者に向けた募集を行ったとあるが、実際に申し込みをした委員はどのように感じられたか。

委員： 市から委員募集のメールが届いていたがそれが申し込みのきっかけではない。三田市のインスタグラムもフォローしているが、投稿も印象には残っていない。自分自身が市政に興味があったため、アンテナを高く張っており、申し込みに至った。三田市のインスタグラムの投稿についても改善の余地があるのではないかと考える。本日の議論を踏まえて、市民委員が3割以上を達成するために、どのような募集をかけてどのような結果になったのか、また、今回のように若者枠として市民委員の選任を続けるのであれば、実施前と実施後の変化が見られるようなものがあれば、この会を開催した意味があるのではないかと考える。

委員： 私は、広報誌の募集を見て委員の申し込みをしたが、当選連絡がきた時に、申し込みをしたのは自分一人だけだったのかと思い、募集に関する取り組みが十分でないと感じた。私は今まで市の色々な取り組みに参加してきた背景があったため、常に広報誌を見ていたが、なかなかそういった市民の方は少ないのではないかと感じている。長期の募集期間を設けられていたように記憶しているが、募集実績はどうだったのか。

事務局： 複数人の方から申し込みがある中でお二人を選任した。委員のご指摘の通り、様々な方法で募集をしているが、そもそもまちづくりに関心がないと申し込みを検討しただけでないと考えている。募集する委員会（例えば総合計画審議会）によっては、定員以上の申し込みがあり、抽選という形をとることもある。しかし、分野によっては、申し込みがない場合もあるため、そもそも市民の方に興味を持ってもらうための取り組みが必要であると実感しており、そのための取り組みを検討していきたいと考えている。

委員長： 市民意見を聴く手続の手法が7つある中で、パブリックコメントと意見交換会の2つを実施したため、市民意見を聴く手続が実施されていると判断されることについて疑問がある。市が進めやすく手間のかからない手続を選定しているという見方もできてしまう。それぞれの計画や条例の策定を行う中で、どのような手法が適切であるかについての判断に市民が関われる方法があれば、より市民の意見を反映したものになるのではないかと考える。

また、パブリックコメントは特によく用いられる手法ではあるが、様々な方から多くの意

見をいただくのではなく、同じ人が複数件提出されるケースが多いため、この状態でパブリックコメントを実施したと定義することは厳しいのではないかと感じている。市民参加の手法については、新しい手法も出てきているため、そういったものも含めて事務局には検討していただきたい。

あわせて、委員会資料の様式について修正していただくよう指摘があった。市民参加という目線で議論するための委員会資料に配慮が足りないということは、他の会議でも同じようなことが発生していると危惧されるため改善をお願いしたい。あわせて参考資料として配布されている「市政参加ガイドブック」にも、資料の作成において工夫することが記載されていたため、そのような部分も含めて検討をお願いしたい。

## 5 閉会

当委員会の会議録については、事務局で原案を整えた後、各委員には電子メール等を通じ送付させていただく。修正等の指示があった場合は、答申と同様委員長と調整のうえで確定する。

当委員会の今後の開催予定について、まちづくり提案や制度改正など、特に新たな議事が生じた場合は、都度の開催となるため、その際は改めて連絡する。